

平和憲法を考える

弁護士 水谷陽子

(名古屋法律事務所 052-451-7746)

2022.2.26 平和憲法を考えるつどい



* 自己紹介 *

水谷 陽子 (みずたに ようこ)

1989年 三重県四日市市生まれ

2015年12月弁護士登録

東京の代々木総合法律事務所での経験を経て、

2020年7月、地元東海へ戻ってきました。

- 明日の自由を守る若手弁護士の会
- 同性婚を求める「結婚の自由をすべての人に」

訴訟弁護団

- LGBT支援法律家ネットワーク
- 「憲法をくらしと政治にいかす

改憲NO！あいち総がかり行動」事務局次長

* 本日のメニュー *

* 1 * そもそも憲法って？

憲法クイズ

* 2 * 自民党が狙うもの

- 憲法9条に「加憲」？
- 緊急事態条項
- 合区解消
- 「教育環境整備」

* 3 * 自由と権利を自分で守ろう



そもそも憲法って？

憲法クイズ

Q 憲法にしたがう義務があるのは誰？

- ①国会議員
- ②大臣
- ③日本国民
- ④天皇
- ⑤裁判官
- ⑥弁護士

99条（憲法尊重擁護義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、
その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う

Q どうしてこのような規定があるの？

第13条〔個人の尊重〕

全て国民は、**個人として尊重**される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、**立法その他の国政の上で、最大限の尊重**を必要とする。

→国民の1人1人が個人として（他の誰とも違う、その人らしい生き方として）尊重されるように、国家権力に注文している。

これが、憲法で保障する権利の根源★

つまり、憲法って…

- ・ 誰かの困りごとを、政治的に・社会的に解決するために、大事なもの。

- ・ 政治や社会が前向きに動く出発点は、困っている人が「困ってます」と声をあげる時、権利を求めてたたかう時、おかしいと思った人が「おかしい」と言う時。

…それを支えるのが憲法

* 2 * 自民党が狙うもの 憲法9条に「加憲」って？

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

→ここに、第9条の2を追加して、自衛隊の存在と自衛権の行使を明文化？

9条ってそもそも何？

かつての反省から…

戦争は、戦争することを決めた政治家ではなく、普通の庶民が犠牲になる。

【被害者として】

- 広島、長崎での原爆投下
- 東京大空襲
- 沖縄での集団自決

【加害者として】

- 南京大虐殺
- 従軍慰安婦

【庶民の生活】

- 食べるものにさえ困る
- 言論の弾圧「平和がいい」「自分の暮らしが苦しい」「東京で大空襲があった」という言葉すら処罰の対象

自衛隊と9条の関係ーそもそも

Q憲法9条があるのに自衛隊をもつのはOK?



戦争放棄

- 侵略戦争を含む一切の戦争と武力の行使を禁止

戦力の不保持

- 戦争を放棄しても、戦力不保持の憲法は少ない

交戦権否認

- 国家として戦争を行う権利がない

自衛隊を持つこと自体、憲法違反なのでは？

自衛隊を持つとしても、軍隊と同じことをなんでもできるのはまずいんじゃない？
＝制限があるよね

自衛隊について政府の従来の説明

「自衛隊は持つ。でも制約がある。
その制約をまもれば9条に違反しない。」と説明

制約① 必要最小限度の武力行使のみ可能

- 先制攻撃はしない
- 個別的自衛権の範囲内でしか武力行使しない

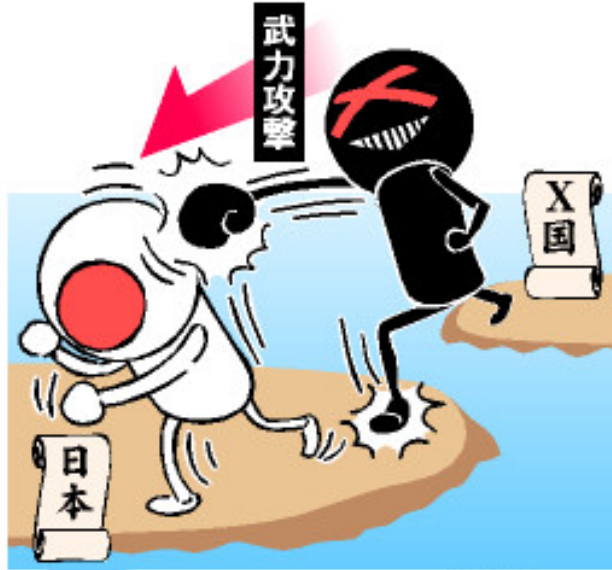
制約② 海外での武力行使はしない

＝日本が攻撃されたら、日本の領域の中だけで防衛のために応戦する。

- 自衛隊を海外に派遣することにも制約

集団的自衛権とは？

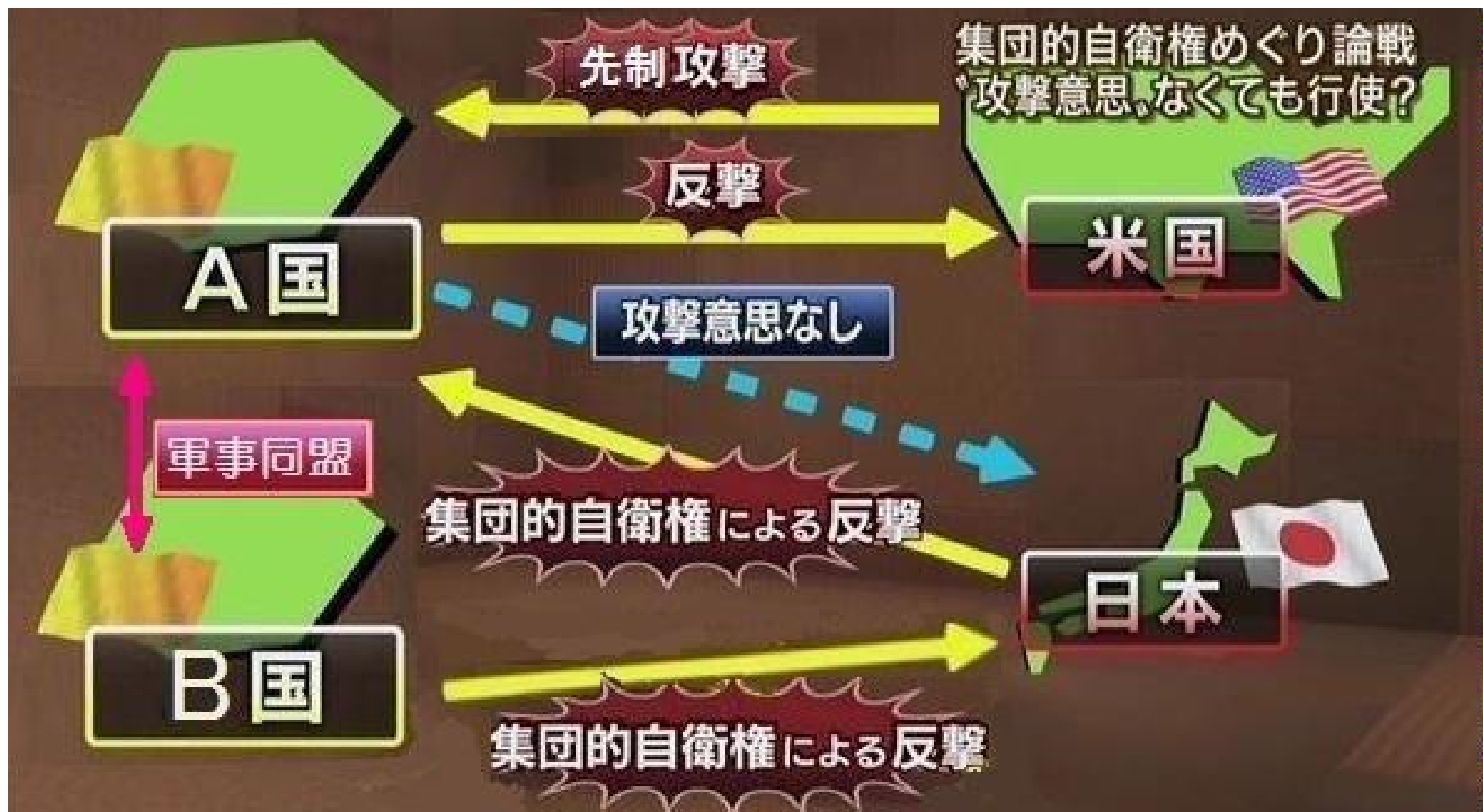
個別的自衛権



集団的自衛権 日本が行使を容認した場合



集団的自衛権のリスク



→他国の戦争に参加し、日本も攻撃を受けるリスクが高まる

安保関連法／戦争法で何が変わったの？

政府も「憲法9条なんて知りません」…とは、さすがに言えない。

→「今までの制約の基本はそのままですよ」と説明しながら、実際には大幅に実態を変えてしまった。

制約① 必要最小限度の武力行使のみ可能

→安全保障情勢が変わったので、集団的自衛権を使える！

Qツッコミどころは？

他国の戦争に首を突っ込むのは「最小限」ではない！

安保関連法／戦争法で何が変わったの？

制約② 海外での武力行使はしない

- 海外でできることをたっぷり広げたけど「武力行使」じゃないから大丈夫
- あくまで他国の軍隊の「後方支援」や、「武器使用」だよ

→本当に??



??

安保関連法／戦争法で何が変わったの？

戦争法以前

…戦争法でどう変わったのか

- 海外に派遣する都度、個別立法
→恒久法
- 戦闘地域での活動 ×
→現に戦闘が行われていなければ○
- 他国の軍隊へ弾薬の提供 × → ○
- 発進前の戦闘機への給油、整備 ×
→発進前の戦闘機への給油、整備○

…ということで、

制約② 海外での武力行使はしない

- 海外でできることをたっぷり広げただけで「武力行使」じゃないから大丈夫
- あくまで他国の軍隊の「後方支援」や、「武器使用」だよ

Qツッコミどころは？

他国の軍隊と一緒に武力
行使する内容じゃん！

安保関連法／戦争法のまとめ

安保関連法と9条の関係【実態】

集団的自衛権としてアメリカの戦争に加わる内容や、「武器使用」・「後方支援」と称して海外で武力行使をする内容

＝憲法9条1項2項のおかげで自衛隊にかかっていた制限を超えてしまっている内容！

＝「一定の制限をしていれば自衛隊を持ってもいい」という立場から考えても、9条違反

「加えるだけ」？

- 今まで…憲法9条のおかげで

「自衛隊があること自体問題なのでは？」

「自衛隊を持てるとしても色々制限はあるよね。制限は守ってる？」

「戦争法はその制限を超えていない？」

…と、議論することができたので、自衛隊の活動を国民がチェックできていた。

→戦争の加害者になることを（ほぼ）防いできた。

- 自衛隊が憲法の想定した存在になると、「制約があるはず」という議論ができなくなる。

さらなる危険

－「敵基地攻撃」！？

- 「対北朝鮮」から「対中国」へ
- 中国本土の軍事基地を攻撃するための軍事拡大
- でも、敵基地を軍事目標にするためには、情報収集能力も必要
 - ますますアメリカ軍と一体化
- 中国との間で軍拡が進むと？
 - 互いに兵器を増強
 - 核兵器のリスクも高まる

国民への影響

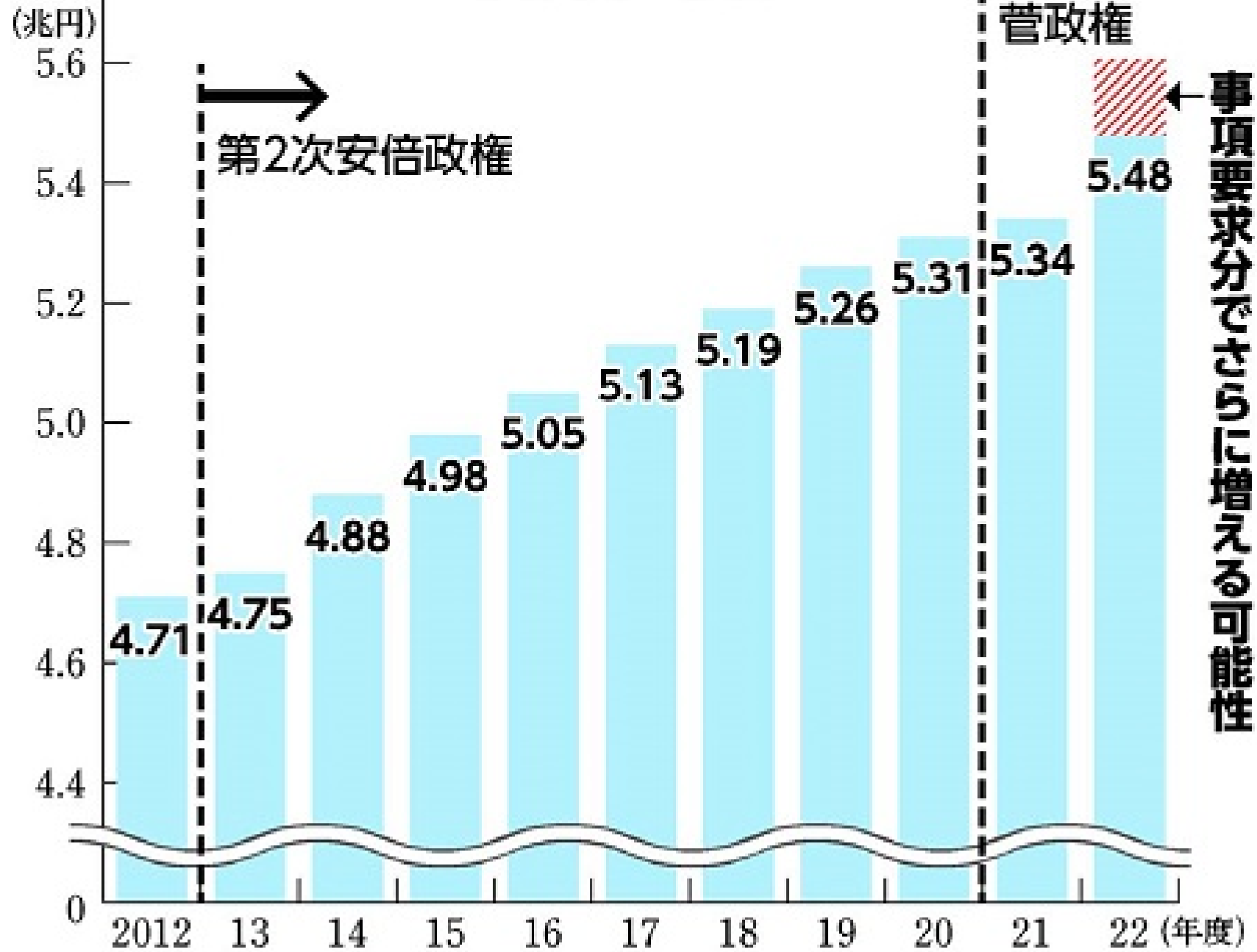
－暮らしへの影響

- ①自衛隊の活動が人権制約の根拠になりうる
 - ・ 自衛隊基地のための土地収用が可能に
 - ・ 基地の騒音を訴訟で争うのが困難に

- ②軍事費の増大
 - 社会保障費の削減や、増税などの負担

- ③自然災害へ対応できない
 - 自衛隊の人・モノ・金は戦争のために使われる

軍事費の推移



国民への影響

－国民を監視する立法が相次ぐ

- 秘密保護法
- 共謀罪
- 盗聴法
- デジタル監視法
- 土地調査利用規制法

* 2 * 自民党が狙うもの 緊急事態条項

地震等の大規模な自然災害があると…

- 法律と同じ強制力のある政令を定められる。
→国民に不利益な内容（増税など）を、国会での審議（野党や国民のチェック）なしに勝手に決められる。
- 衆議院議員の任期延長
→むちゃくちゃなことをしても選挙で議員を変えることができない。
→弊害だらけ
- 必要性？
災害対策基本法で対応可能→改憲の必要性なし

* 2 * 自民党が狙うもの 参議院「合区」

- 自民党の建前

「各都道府県に1人は、その地域の代表を決められるようにする」

- 必要性？ → 必要性なし

どの都道府県から選出されても、全国民の代表
選挙制度が法律改正で対応可能

- 弊害 → 弊害あり

1票の格差が拡大

* 2 * 自民党が狙うもの 教育環境の整備

- 「教育が、・・・国の未来を切り拓く上で極めて重要」なので、教育環境整備をするという内容
- 必要性？ → 必要性なし
 - 既に教育を受ける権利は保障済み。権利をより豊かにするのに憲法改正は必要なし
 - 憲法改正手続きにかかる費用を奨学金などへ
- 弊害 → 弊害あり

「国の未来に重要かどうか」という恣意的な基準で教育の格差が生まれるかもしれない

(現に、教育勅語推進の森友学園への優遇、一方で前川前文科省事務次官を呼んだ授業へ介入)

主権者として、自由と権利を自分で守ろう

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであつて常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

他にも、主権者として今日からできることはたくさん

| | 初級 | 中級 | 上級 | 達人！ |
|------------|--|----------------------|--|----------------------------|
| メディアを通じて | <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースを観る ・記事を読む | ニュースをSNSでシェアする | <ul style="list-style-type: none"> ・感想や要望をメディアに送る ・新聞に投書する | 雑誌などに企画を持ち込む |
| アピール行動で | ピラを受け取る 署名に応じる | パレード等に 参加する | サイレント スタンディングをする | 集会やパレードを 自分で企画する |
| 学習会で | 学習会などに 参加する | 知人・友人を誘って 一緒に参加する | 学習会を 自分で企画する | 自分で講師をする |
| 宣伝ツールを利用して | 電車やバスなどで 宣伝ツールを読む | 知人・友人に 宣伝ツールを渡す | 自分で 宣伝ツールを作る | 宣伝ツールを 置いてくれる 店などを探す |

ご清聴ありがとうございました

憲法や働く人の権利、女性やLGBTの人権についての学習会の講師などの活動にも取り組んでいます。ぜひこれからも、学習会など企画してみてください。

お気軽にご連絡ください。

名古屋法律事務所

TEL 052-451-7746

29

